群馬県食品安全基本計画

2011-2015

概要版

平成23年3月 群馬県

「群馬県食品安全基本計画 2011-2015」とは

群馬県食品安全基本条例(平成 16 年 4 月 1 日施行)第 16 条第 1 項の規定に基づき、食品の安全性の確保に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「群馬県食品安全基本計画 2005-2007」及び「群馬県食品安全基本計画 2008-2010」に続く第 3 次計画として平成 23 年 3 月に策定しました。

計画期間

平成 23 年度~平成 27 年度(5か年計画)

社会情勢や制度改正等によって見直しが必要になった場合には、随時適切な見直しを行います。

食をめぐる現状と課題

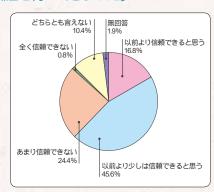
群馬県は、食品の安全性確保と県民の食品に対する信頼性の向上を図るための取組を行ってきました。

これまでの主な取組

食品安全会議による全国に先駆けた総合行政体制の確立 食品安全検査センターによる検査体制の充実 食品表示ウォッチャー等、消費者に視点に立った施策の実施 きめ細かいリスクコミュニケーションの実施

ぐんま食の安全・安心県民ネットワークとの協働体制の確立

平成 21年度に実施した「食品の安全性等に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)では、県民の約62%が食品の安全性の取組を以前より信頼できる」と評価しています。



食の安全と信頼を揺るがす事件が発生しています。

輸入冷凍餃子毒物中毒事件は、高濃度の毒物によって健康被害が発生し、食品の安全に対する信頼を損ねるものでした。

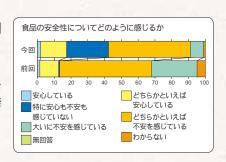
食品の原材料や産地の偽装、期限表示の改ざんなど、食品表示の偽装事例も後を絶たず、 事業者においては、法令等の社会的なルールの遵守(コンプライアンス)に取り組む必要が あります。



県民の約6割が食品の安全性に対して何らかの不安をもっています。

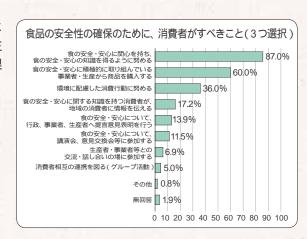
県民意識調査では、県民の約6割が食品の安全性に対して何らかの不安を持っていると回答しました。

平成 15 年度に実施した県民意識調査(約85%)に比べ、県民の不安感は減少しています。 前回調査が米国おける BSE 感染牛の検出や国内で 79 年ぶりの鳥インフルエンザの発生を 背景とした当時との比較であることを考慮すると、県民の不安は未だに解消されていないと考 えられます。



積極的な県民参画の推進が必要です。

県民意識調査では、県民は、食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努めることが必要と考えている一方で、食の安全・安心に関する取組に主体的に参加するという意識は低いと考えられ、今後の課題として、積極的な県民参画の推進を図る必要があります。



計画の目標

食品の安全性の確保を図るとともに、県民の食品の安全性に対する信頼感のさらなる向上と食品の安全性に対する不安の解消を図るため「ぐんまの食の安全・安心を食品に関わる関係者みんなで築き支えること」を目標として掲げました。

目標 みんなで築き支えるぐんまの食の安全・安心の実現



施設展開の方向性

食品の安全性確保等に関する施策を4つのテーマに基づいて体系化し、今後進めるべき本県の取組の全体像及び施策の方向性を県民にわかりやすく明示しました。



テーマ

生産から消費に至る 食品の安全性確保

- 1 科学的知見による総合的な食品の安全性確保
- 2 自主衛生管理の推進



テーマ

食品の安全に関する 理解促進と安心の提供

- 11 リスクコミュニケーションの推進
- 2 食品表示の適正化推進
- 3 食品の安全に関する情報収集と情報提供
- 4 食育を通じた食品の安全に関する理解促進



テーマ

協働と県民参画の推進

- 1 協働と県民参画による食の安全・安心の推進
- 2 食の安全・安心に取り組む関係者の支援
- 3 産、学、官との連携



テーマ

食の安全・安心を支える体制の充実

- 1 総合行政の推進
- 2 国及び地方公共団体との連携

施設展開の方向性に向けた視点

食品の安全性確保等に関する施策を推進する上で重視するべき5つの視点を定めました。

相占

県民の健康保護を 最重視して食品の安 全性確保を図ってい きます。

視点2

県民意見を反映し、 消費者の視点に立っ た食品安全行政を推 進します。

視点 3

生産から消費に至る 全ての過程で食品の 安全性確保を図るために、関係者の役割 を明確にします。

視点 4

関係者の相互理解 を促進し、信頼関係 の確立、保持を図り ます。

視点 5

協働と積極的な県民 参画を推進します。